

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

（共同参画社会推進課）

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

一

○県営土地改良事業の換地処分

（農村整備課）

一

○保安林の指定の予定

（森林整備課）

一

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（警察本部会計課）

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（同）

四

教 育 委 員 会

○教育委員会定例会の開催

四

告 示

○宮城県告示第九百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十一月十日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 新田あるものさがしの会

一 代表者の氏名

相澤 庸郎

二 主たる事務所の所在地

登米市迫町新田字前沼百四十九番地七

三 定款に記載された目的

この法人は、登米市迫町新田周辺の豊かな資源（人、もの、環境等）を多角的に調査研究し、新たな価値を創造するための事業や、地域の

宮城県知事 村 井 嘉 浩

四 申請のあった年月日

平成二十一年十月二十日

○宮城県告示第九百八十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五五〇〇六六九	就労支援センターふれあい福祉作業所 仙台市青葉区実沢字桶上り屋敷一、一	就労移行支援B型 就労継続支援B	特定非営利活動法人チャレワークみやぎ	平成二十一年十一月一日

○宮城県告示第九百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十一年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

渡丸地区

二 処分の年月日

平成二十一年十月三十日

○宮城県告示第九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

気仙沼市唐桑町崎浜二五九の一（次の図に示す部分に限る）、二五九の二、津本五七の一（次の

図に示す部分に限る。)、五七の二、竹の袖二五の一、二五の二、本吉郡南三陸町歌津字松崎一三、一六の二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察WAN用端末装置等賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十二年二月一日から平成二十七年一月三十一日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとし、本人札に係る一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
7 過去二年以内に国又は地方公共団体と同種同規模の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。
8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)(が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第一条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」とい

う。()の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十一年十一月二十日(金)、午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二二三)

2 入札説明書等の交付期限

平成二十一年十一月二十日(金)、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年十一月二十六日(木)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十一年十二月九日(水)、午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす。

(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年十二月十日(木)、午前十一時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室
入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び四の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十一年宮城県規則第七十四号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十二条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃貸借料に契約期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of terminal devices for Miyagi Prefectural Police WAN System 1

set

- 2 Duration of Contract : From February 1st, 2010 to January 31st, 2015
- 3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku Sendai, Miyagi, and other places
- 4 Bid Deadline : 5 : 00 p.m., December 9th, 2009
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410, Japan TEL 022-221-7171 EXT. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察ネットワークシステム接続機器賃借一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十一年十月二十六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東日本電信電話(株)宮城支店 仙台市若林区五橋三丁目一番一号
- 五 落札金額 五千三百七十万七千五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十一年九月十五日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十一年十一月十日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一日時 平成二十一年十一月十八日 午後一時三十分
二 場所 教育委員会会議室

三 事件

1 第三三五回宮城県議会議案に対する意見について

2 宮城県立高等学校則の一部改正について

3 職員の人事について

4 県立特別支援学校就学奨励費について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二・二二二・三六一一)